

令和 2 年度 第 11 回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日 時	令和 2 年 11 月 17 日（火） 午後 6 時から午後 7 時まで
2 場 所	練馬区役所 本庁舎 5 階 庁議室
3 出席者	<p>（委員 20 名）</p> <p>市川会長、内藤会長代理、井上委員、岩月委員、腰高委員、嶋村委員、関委員、高原委員、竹中委員、中村（正）委員、増田委員、林委員、福島委員、山下委員、中村（哲）委員、中迫委員、大嶺委員、齋藤委員、酒井委員、小川委員</p> <p>（区幹事 5 名）</p> <p>高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、地域医療課長 ほか事務局 4 名</p>
4 傍聴者	6 名
5 議 題	<p>（ 1 ）第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について 計画（素案）について</p> <p>（ 2 ）その他</p>
6 資 料	<p>1 次 第</p> <p>2 委員名簿および座席表</p> <p>3 資料 1 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について</p> <p>4 資料 2 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案） 未定稿 〔参 考〕</p> <p>1 練馬の介護保険状況について（10 月分）</p>
7 事務局	<p>練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 計画係</p> <p>TEL 03-5984-4584</p>

会議の概要

(会長)

ただ今より第 11 回練馬区介護保険運営協議会を開催する。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用の上、間隔を空けて着席いただいている。なお、発言の際にもマスクを着用し、会議中は適宜扉を開放するなど、換気を行うため、協力をお願いしたい。

それでは、委員の出席状況、傍聴者の状況の報告及び配付資料の確認を事務局からお願いする。

(事務局)

【委員の出欠、傍聴の状況報告、配付資料の確認】

(高齢社会対策課長)

【資料 1 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について、資料 2 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案） 未定稿の説明】

(会長)

ご質問、意見等はあるか。

資料 1 の 2 枚目の施策 5 に、「介護保険施設等で働く人材の確保と定着の支援」とある。

基本的な内容は良いが、派遣事業については今後検討するのか。例えば、施設では介護福祉士を派遣によって確保しているところがあるが、大きな負担になっている。この場での回答は不要だが、東京都によると、特別養護老人ホームで年間の業務派遣の費用が高額にのぼり、そしてすぐ職員が辞めてしまうという課題がある。医療関係でも、看護師の派遣制度もある。この場で議論するところではないが、今後の課題に含めて検討していただくことも必要かと思う。厚生労働省老健局は、あるシンクタンクに依頼して検討を始めており、東京都もそれに合わせて検討していくことになるかと思う。そのような経過があるということをお伝えしたい。

(高齢社会対策課長)

会長のご意見のとおり、練馬区内においても、やはり介護事業者の経営に占める人件費は非常に重要なファクターである。その人件費も上昇傾向にあり、練馬区内では人材確保が比較的できていると考えてはいるが、やはり派遣職員を活用している事業所が非常に多い。

そういった背景もあり、人材確保については障害福祉の分野を含め様々な取組を行っている。職場環境の改善や負担の軽減、そのノウハウ、また感染症等の対策への負荷に対する支援として、練馬区が前面に立って主体的に人材対策に力を入れることにより、なるべく多くの職員を業務派遣以外の形で練馬区内の事業所が確保できるように転換していきたいと考えている。これからも情報収集をし、計画期間中にも新たな対策等を適時行っていきたい。

(会長)

ほかに質問、意見等はあるか。

(委員)

79 ページに「フレイルサポーターを養成します」とある。フレイルサポーターはどのような担い手を想定しているのか。また、「住民主体の通いの場の創設に携わったり」という表現がある。検討中だとは思いますが、これらの活動を主に支える機関はどのようなものか。また、サポーターの活動の場所について教えていただきたい。

(高齢社会対策課長)

具体的な内容は検討中である。フレイルサポーターについては、介護予防の場においてフレイルチェック等を行っていただくようなボランティアという形で考えている。そのため、フレイルサポーター養成プログラムの中でフレイルに関する知識や、ボランティアスタッフでもできるようなフレイルチェック等が行える人材の育成を想定している。

住民主体の通いの場については、様々な場が想定されている。まだ具体化していないが、例えば、公共施設を借りることや、自前で空き店舗等を活用するといった、様々な場が想定される。

また、行政による支援の形が具体案として出ているわけではないが、例えば、先進的な取組事例の紹介や、立ち上げ、組織の作り方、効果的な広報周知によるフレイルサポーターの集め方など、ノウハウの部分も含めてフレイルサポーター養成プログラムの中に含めていくことを考えている。

(委員)

続いて、80 ページ下に「ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業」の対象者のうち、医療や健診の情報がなく、健康状態が不明となっている高齢者を把握し、保健師等が地域包括支援センターの訪問支援員に同行し、健康状態の把握や受診勧奨等の必要な支援を行います」とある。この「保健師等」というのは、どこの保健師を想定されているのか。

(高齢者支援課長)

冒頭でご説明した医療・健診・介護の情報を集約し、そのデータを用いて支援を充実していこうという取組の中での実施と考えている。

ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業は、地域包括支援センターに訪問支援員という専門職員が配置されており、訪問活動をしている。そこに保健師等が同行するイメージである。保健師についてはまだ検討中だが、練馬区から保健師を派遣し、その地域包括支援センターの訪問支援に同行することで、今まで訪問していなかった人のところにも訪問して話ができるのではないかと、有効ではないかと考え、検討している。

(会長)

施設に派遣される感染症アドバイザーは7人であったか。この事業は東京都の施策にはない施策で評価できる。

他方で、地域サロン等に関しては地域活動における医療的なサポートが不明である影響が非常に大きく、結果的に地域サロンの活動ができないという状況に陥っている。そういったことについては今後、社会福祉協議会と一緒に検討していただきたい。そうでなければ、地域サロンをしようとしても心配でできない。医師等の専門家に現場をみてもらい、感染症対策を徹底していることが確認できれば行うというかたちがよい。また、中止している地域サロン等の参加者がかなり弱っている可能性がある。行政だけでなく社会福祉協議会も、そういった人をきちんとサポートすることが考えられる。

ちなみに、8月頃に東京ボランティア・市民活動センターが地域サロン開設のためのマニュアルを作成しているため、参考にされるとよい。

保健所等はきちんと評価する必要がある。そうしないと、これ以上の仕事は少し難しい現実がある。医療対策として検討いただくことが大事である。

(高齢社会対策課長)

感染対策アドバイザーとして7名の専門家を確保し、特別養護老人ホームを中心に訪問し、11月19日には40施設目の訪問を終える予定である。こうした訪問で得られた、施設にとって役立つ知見については、40施設にとどまらず、今後、通所介護事業所等も含めた集合研修の実施を予定している。そうした中でノウハウの共有を図っていただくとともに、アドバイス事例集を作成し、練馬区内の全事業者と共有できるような形で展開していきたいと考えている。

また、その他の民間主体のNPOや、我々の中でも「食のほっとサロン」といった民間主体の通いの場等がある。こうしたところに対しては、国等のガイドラインや感染症に関する知識について適時共有を図っている。

介護予防においては住民主体の場が重要な位置づけであると認識しており、本日の内容も含め、今後も情報共有を進めていきたい。現在、段階的にサービスを再開しているところではあるが、従前の規模以上に展開していけるよう支援を強化していきたい。

(会長)

ほかに質問、意見等はあるか。

(委員)

第2章第4節「高齢者保健福祉における新型コロナウイルス感染症拡大の影響と区の対応」、第4章の施策3「認知症高齢者への支援の充実」について、もう少し関連性がわかるようにした方がよいのではないか。例えば、46ページの第4節で、コロナ禍では「外出自粛等による運動機能の低下や社会とのつながりの希薄化が懸念されています」とあるが、これは従来にはなかった新型コロナウイルス感染症の拡大による大きな課題である。

次に、89ページの施策3の「課題」で、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組む中であっても、認知症の方が希望をもって日常生活を送れるよう、支援していくことが求められています」という具合に書いてある。新型コロナウイルスの感染拡大の状況下では、認知症が加速度的に進行してしまう恐れが考えられる。それに対し、もう少し強い施策というか、コロナ禍での特に配慮しなければいけない施策が課題になるかと思うが、その点についてはいかがか。

(高齢者支援課長)

外出自粛による身体機能の低下とあわせ、認知機能の低下が課題になっている。今回の計画の中で取り組んでいこうということで、まずは新型コロナウイルス感染症について記載した上で施策につながる構成としている。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む中で、もう少しインパクトのあるしっかりとした取組を進めた方がよいというご意見であった。まずは、早期に対応していくということが重要であるという認識のもと、医師会とも連携して事業を実施することを説明させていただいている。身体機能の低下が認知機能の低下に結びつくところもあり、例えば施策1や施策2に幾つか記載しているところがあるため、それらとも絡めて認知症予防につながっていくものであることをきちんと明示していく形で対応を検討したい。

(会長)

書き方もあるが、認知症高齢者への支援の充実のところを書くのか、新型コロナウイルス感染症でまとめて書くかだ。新型コロナウイルス感染症対応として、きちんと全体像が見える必要があ

る。恐らく認知症については、今まで医者に通っていたのに、やめてしまう。その結果、どんどん悪化していくということも含めて検討しなくてはならない。医師会ときちんと相談すると良い。

(委員)

練馬区介護サービス事業者連絡協議会から参加させていただいている。まず総合的なお話として、11月8日に「介護・福祉のお仕事フェア in ねりま」を開催した。介護職未経験の方を対象とするセミナーで、練馬介護人材育成・研修センターや練馬区、ハローワークなど様々なところからご支援をいただいた。セミナーでは事業者の立場からお話をさせていただいたが、その際に練馬区の介護従事者に対する支援は都内でも非常に高いレベルであることがわかった。それはすなわち日本で最も支援をいただいているということになるわけで、練馬区の支援については非常に感謝をしている。

100ページに、特別養護老人ホーム待機者と定員数の推移が出ているが、年々、待機者そのものは減っていることと定員が増えていることがわかる。次ページの取組内容の2つ目に、過去1年間に特別養護老人ホームに入所した方のうち約9割は入所申込みから1年以内に入所しているとある。事業者としても現場にいて実感があるが、待機者1,100名はこの点を知らずに念のため申し込むという方がまだいらっしゃる。実際には、我々がお声かけをした際に、まだ入所しなくてもいいという方がいるのは事実である。必要になってから申し込むように周知すると記載があるが、具体的にどのような進め方をされるのか、その結果によっては待機者数が減るかもしれないとも考えている。その具体的な方策について教えていただきたい。

(高齢社会対策課長)

練馬区では、特別養護老人ホームの入所申込先は、各施設に対する直接申込みである。そのため、その入り口となる特別養護老人ホームの入所手続の案内など、様々な媒体を用いて介護保険サービスに関する周知をしている。そういった広報の中で、練馬区の特別養護老人ホームの入所者選定がどのような条件で行われているのか、申し込み順ではないということが申込者にわかるような周知について考えていきたい。内容や周知方法等については、練馬区介護サービス事業者連絡協議会、練馬区特別養護老人ホーム施設長会等の実際に現場を預かっている方々の意見を聞きながら展開をしていきたい。ご協力をお願いしたい。

(委員)

医療現場で働く者としての意見を述べたい。やはり医療と介護の連携というのは当然大事なところかと思っている。その中で、疾病等に係るキーワードを見させていただいた。当然ながら認知症に関連するところが多くあるという印象と、新しい骨粗しょう症に関する検診、そしてフレイルサポートといった取組は非常に重要なところと考えている。

本会議で私も発言させていただいたが、脳卒中・循環器病対策基本法が制定された。要介護認定に関連する主要疾患として、脳卒中や心臓病といったものがあり、それらを踏まえると循環器病に関する重みづけは非常に高いのだろうと改めて考えている。キーワードとしてあまり出てこないところであったので、意見した。

また、フレイル予防活動に関しては、先ほど他の委員からもご意見があったが、フレイルサポーターを育成する際には、多職種の方を募って育成し、そのプログラムを形成する過程で専門職がしっかり協力していく必要があると考えている。

(会長)

ほかに質問、意見等はあるか。

今後のタイムスケジュールを教えてください。

(高齢社会対策課長)

資料 1 を改めてご覧いただきたい。

本日の介護保険運営協議会等でいただいたご意見、またその他に区の中での検討状況等を反映し、現在の資料 2 「練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案） 未定稿」について、未定稿が取れた素案としてまとめる。こちらは 12 月上旬に練馬区議会保健福祉委員会に、素案の策定とパブリックコメントの実施という形で諮らせていただく。素案がまとまった段階で、介護保険運営協議会委員に送付させていただきます。また、今後公表されるパブリックコメントの締切までに、電話・メール・お手紙等の連絡のとりやすい方法で、ご意見をお寄せいただければ、その内容を反映する形で調整したいと考えている。

(会長)

区民、議会から意見を聞き、具体的な第 8 期計画へと進んでいくということである。

続いて、案件 2 「その他」について報告事項等をお願いします。

(介護保険課長)

【参考資料 1 練馬の介護保険状況について（10 月分）の説明】

(会長)

質問、意見等はあるか。よろしいか。

続いて、連絡事項、次回日程等について事務局からお願いします。

(事務局)

【次回の開催予定】

(会長)

最後に、高齢施策担当部長より挨拶をお願いします。

(高齢施策担当部長)

新型コロナウイルス感染症については、感染症拡大の第 3 波が来るのをいかにして防ぐかという状況にある。今まで現場が非常に大切にしていた人とのつながりである、通いの場における仲間づくり等がなかなかできない状況にある。そういった中で今後、練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においてどのような形で新しい支援ができるのか、大切にしなければいけないことは何なのかが改めて問われていると考えている。

また、皆様からご意見を頂戴したい。よろしくお願ひしたい。

(会長)

以上で、第 11 回練馬区介護保険運営協議会を終了する。